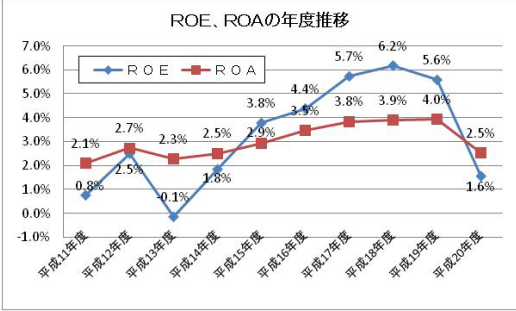


租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長
2	要望の内容	<p><制度概要></p> <p>産活法に基づく認定事業再構築、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画及び認定中小企業承継事業再生計画に従って行われる事業の譲渡及び一定の要件を満たす資産譲渡に伴い不動産を取得し、かつ、当該認定計画に係る事業の用に供したときは当該不動産に係る不動産取得税について、本則（土地、住宅3%、住宅以外の家屋4%）の1/6を軽減する。</p> <p><要望の内容></p> <p>再生局面にあるなど雇用の維持に一定の効果があるものに適用対象を見直した上で、措置の期限を平成25年3月31日まで延長する。</p>
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成11年10月 創設</p> <p>平成13年4月 2年間の延長</p> <p>平成15年4月 2年間の延長、拡充</p> <p>平成17年4月 2年間の延長</p> <p>平成19年4月 2年間の延長、拡充</p> <p>平成21年4月 2年間の延長、拡充</p>
6	適用又は延長期間	平成23年4月～平成25年3月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させ、ベンチャー企業の創出と成長を促すための環境整備を行うとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。</p> <p>また、構造的な資源価格の高騰・変動に耐えうる新たな経済産業構造の構築のため、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、株式会社産業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促進することにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動の革新に寄与することを目的とする。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</p>																		
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>時々の経済状況により目標の達成が困難となる場合があるが、産活法の認定を受けた計画は生産性の向上を全て達成することを目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>認定事業者は、計画(3年以内)の終了時点において以下のいずれかの指標について基準を達成するものとする。</p> <p>【事業再構築計画、経営資源再活用計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ROE≧2%ポイント(経営資源再活用計画ではROA) ➢ 有形固定資産回転率≧5% ➢ 従業員一人当たり付加価値額≧6% <p>【経営資源融合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 修正ROA≧3%ポイント ➢ 有形固定資産回転率≧10% ➢ 従業員一人当たり付加価値額≧12% <p>【資源生産性革新計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ エネルギー生産性:+4%(平成23年度以降に開始する計画は+6%) ➢ 炭素生産性:+5%(平成23年度以降に開始する計画は+7%) <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産活法の認定を受けた企業のROE、ROA向上率は日本国全体のROE、ROA向上率と比較した場合に高く、政策目的の達成に大きく寄与している。</p> <p>本措置は、債務超過であったり、利益が確保できていないなど、企業経営が厳しい局面で利用されるケースが多いが、軽減額と同額の利益を確保するには軽減額の数十倍の売上増が必要なケースもあるなど、厳しい局面での本措置の活用が企業経営に与える影響は相当程度大きく、目標達成への寄与度も高い。</p>																		
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用数は僅少ではなく、全ての業種において利用できる制度であり、実績においても幅広い業種で利用されている。</p> <p>本措置の過去7年間の活用実績は以下のとおり。</p> <p>〔本措置を利用した計画の認定件数〕 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>業種:19業種 中小企業者を申請者に含む計画数:20計画(65%) ※中小企業基本法に基づく中小企業者を申請者に含む計画数</p>	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計	件数	10	13	2	3	1	3	2	34
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計													
件数	10	13	2	3	1	3	2	34													
		② 減収額	<p>本措置の過去7年間の活用実績は以下のとおり。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>93</td> <td>182</td> <td>8</td> <td>419</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>104</td> <td>819</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計	件数	93	182	8	419	8	5	104	819
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計													
件数	93	182	8	419	8	5	104	819													

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成20年度) 産活法を創設した平成11年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国のROA及びROEは改善してきたが、平成20年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。 (法人企業統計調査(財務省)) ①資産経常利益率(ROA)の実績 【制度創設】平成11年度:2.1% → 平成20年度:2.5% ②自己資本当期純利益率(ROE)の実績 【制度創設】平成11年度:0.8% → 平成20年度:1.6%</p>  <p>ROE、ROAの年度推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ROE (%)</th> <th>ROA (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成11年度</td><td>0.8%</td><td>2.1%</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td>2.5%</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td>-0.1%</td><td>2.3%</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>1.8%</td><td>2.5%</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>3.8%</td><td>2.9%</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>4.4%</td><td>3.9%</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>5.7%</td><td>3.8%</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>6.2%</td><td>3.9%</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>5.6%</td><td>4.0%</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>1.6%</td><td>2.5%</td></tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年4月～平成22年7月) 平成22年7月現在、約9割の認定計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成15年4月～平成22年7月) 本措置の活用計画では、事業の譲渡企業が民事再生中の案件や債務超過の状況に陥っているなど、再生局面で行われる事業譲渡が9割以上であり、仮に本措置が延長されなかった場合には、こうした再生局面における事業譲渡が行われにくくなり、事業の継続やそれに伴う従業員の雇用の確保等が難しくなることが想定される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成15年4月～平成22年7月) これまで本措置を活用した計画のうち、約9割の計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成しており、全体として税収の増大、雇用が確保されている。特に雇用維持効果のインパクトは大きく、本措置を契機とした事業譲渡により本来であれば失われていた経営資源が有効されることで、数百名単位の雇用が維持されたケースもあり、税収減額に比してその効果は高いと言える。</p>	年度	ROE (%)	ROA (%)	平成11年度	0.8%	2.1%	平成12年度	2.5%	2.7%	平成13年度	-0.1%	2.3%	平成14年度	1.8%	2.5%	平成15年度	3.8%	2.9%	平成16年度	4.4%	3.9%	平成17年度	5.7%	3.8%	平成18年度	6.2%	3.9%	平成19年度	5.6%	4.0%	平成20年度	1.6%	2.5%
年度	ROE (%)	ROA (%)																																	
平成11年度	0.8%	2.1%																																	
平成12年度	2.5%	2.7%																																	
平成13年度	-0.1%	2.3%																																	
平成14年度	1.8%	2.5%																																	
平成15年度	3.8%	2.9%																																	
平成16年度	4.4%	3.9%																																	
平成17年度	5.7%	3.8%																																	
平成18年度	6.2%	3.9%																																	
平成19年度	5.6%	4.0%																																	
平成20年度	1.6%	2.5%																																	
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>企業が行う行為には様々なものがあり得るが、本措置は、極めて限定した抜本的な行為に着目し支援を講じている。これらの行為の重要性は、業種、企業規模によらず等しいものであり、また、経済環境など様々な要因によりその件数は変化しうるものであるために、補助金よりも税制支援が適している。</p>																																	

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の類似の制度は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	事業の再編にかかるコスト軽減措置は地方税でも支援が必要。 なお、本法律に基づく生産性向上支援は、国全体で一丸となって取り組むべき課題であり、また、事業譲渡は地域経済に大きな影響を与える再生局面の案件も多いことから、地方自治体にも協力を求めることが適当。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—